

別表1

(◎：必須、○：該当する場合のみ提出)

	申請			変更の届出(§8)		提出書類の内容・留意事項等
	① 認定 (§2)	② 変更認定 (§7)	③ 更新 (§9)	④労働者 派遣事業 を行う事務所の新 設に係る 変更	⑤ ④以外 の変更	
◆申請書(様式第1号)	◎	◎	◎	/	/	記載にあたっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
◆変更届出書(様式第7号)	/	/	/	◎	◎	記載にあたっては、様式の記載要領を参照のこと。
◇添付書類			(※1)		(※2)	※1 ③更新の申請を行う場合の添付書類は、既に知事に提出されている当該書類の内容に変更がない場合は省略可 ※2 ⑤④以外の変更の届出を行う場合、当該変更事項に係る書類の添付を要する。
1. 定款	◎	◎	◎	-	○	
2. 登記事項証明書	◎	-	◎	-	○	
3. 役員の住民票の写し及び履歴書	◎	-	◎	-	○	履歴書は、職歴、賞罰及び役職員への就任解任状況等を明らかにしたものであること(記載例(役員等)参照)。
4. 事業計画(様式第2号)	◎	◎	◎	◎	○	記載にあたっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
5. 収支予算(様式第3号)	◎	◎	◎	◎	○	記載にあたっては、様式の記載要領及び記入例を参照のこと。
6. 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書	◎	-	◎	-	○	損益計算書は、可能な限り事業区分(セグメント)単位で売上額が確認できるものであること。 設立後当初の決算期を終了していない事業協同組合の申請(届出)に係る場合は、中小企業等協同組合法第40条第1項に規定する成立の日における貸借対照表のみで可
7. 労働者派遣事業を行う場合						
a. 派遣労働者のキャリア形成支援に関する規程	◎	-	◎	◎	○	教育訓練の受講時間を労働時間として扱い、相当する賃金を支払うことについて規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等 派遣労働者のキャリア形成を念頭においた派遣先の提供のための事務手続き、マニュアル等又はその概要がある場合、該当箇所の写し
b. 派遣元責任者の住民票の写し及び履歴書	◎	-	◎ (※3)	◎	○	派遣元責任者と役員が同一である場合は不要 履歴書については、記載例(派遣元責任者)参照のこと。 ※3 当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を、当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は、履歴書の添付は不要(選任した派遣元責任者の住所に変更がないときは、住民票の写しも不要)
c. 派遣元責任者の受講証明書の写し	◎	-	◎ (※3)	◎	○	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2に規定する講習を修了したことを証する「派遣元責任者講習受講証明書(申請の受理日前3年以内の受講日のものに限る)」の写し ※3 当該特定地域づくり事業協同組合が労働者派遣事業を行っている他の事務所の派遣元責任者を、当該新設する事務所の派遣元責任者として引き続き選任した場合は添付不要
d. 派遣元責任者の精神の機能の障害に関する医師の診断書	○	-	○	○	○	当該派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合のみ必要
e. 派遣労働者の解雇に関する規程	◎	-	◎	◎	○	労働者派遣契約の終了に関する事項、変更に関する事項及び解雇に関する事項について規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
f. 派遣労働者に対する休業手当に関する規程	◎	-	◎	◎	○	労働契約期間内に労働者派遣契約が終了した者について、次の派遣先を見つけられない等、使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合には、労働基準法第26条に基づく手当を支払うことを規定した就業規則又は労働契約の該当箇所の写し等
g. 労働者派遣事業を行う事務所ごとの個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程	◎	-	◎	◎	○	本規定には、次の事項が含まれていること。 (1) 個人情報を取り扱うことができる者の範囲に関する事項 (2) 個人情報を取り扱うものに対する研修等教育訓練に関する事項 (3) 本人から求められた場合の個人情報の開示又は訂正(削除含む)の取り扱いに関する事項 (4) 個人情報の取り扱いに関する苦情の処理に関する事項
h. 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を称する書類	◎	-	◎	◎	○	納税関係書類(設立後最初の決算を終了していない組合の申請に係る場合は不要) (1) 最近の事業年度における法人税の確定申告書の写し(法人税法施行規則別表1(2)及び4は必須) (2) 納税証明書(国税通則法施行令第41条第1項第3号ロに係る同施行規則別紙第9号様式(その2)による法人の最近の事業年度における所得金額に関するもの) 労働者派遣事業を行う事務所ごとの事務所の使用权を証する書類(不動産の登記事項証明書又は不動産賃貸借(使用貸借)契約書の写し(転貸借の場合にあつては、その所有者の転貸借に係る同意書その他権利関係を証する書類を含む。))
8. その他知事が必要と認める書類	○	○	○	-	-	